An aerial photograph of a city, likely Nara, Japan, showing a dense urban area with a prominent elevated railway line running through the center. A large green rectangular overlay is positioned in the upper right quadrant, containing the title and descriptive text. A circular green graphic with the Roman numeral 'IV' is located to the left of the title. The bottom right corner features a black circular graphic with the location name.

IV

都市施設

道路、公園、下水道などの都市の生活や都市機能の維持にとって必要な施設で、まちづくりの骨格となるものです。

このような施設のうち必要なものを都市計画で定めることとしています。

JR奈良駅
周辺

1

道 路

都市における道路は、人や車の通行などの交通施設としての機能、建物の前面道路として沿道の利用を図る機能、都市の空間構成の骨格を形づくり、通風・採光などの良好な都市環境を確保するための公共空間としての機能のほかに、災害の際の避難路や防火帯として都市防災に役立ちます。また、上下水道、ガス管、電線、通信線などの供給処理施設の収容場所、都市景観の形成、レクリエーションや憩いの場としての遊歩道や広場などの機能も備えています。

■都市計画道路一覧

種別	路線番号	路線名	区間	車線数	幅員(m)	延長(m) 全体延長	当初計画決定 告示年月日	最終計画決定 告示年月日
自動車 専用道路	1.4.1	奈良大阪線	宝来町～中町	4	20 (19～38)	5,120 9,960	昭和61年1月17日 県告示624号	平成15年9月24日 県告示281号
"	1.4.3	京奈和自動車道 (大和北道路)	歌姫町～ 西九条町四丁目	4	18 (18～118)	7,820 12,440	平成20年3月18日 県告示433号	平成20年3月18日 県告示433号
幹線街路	3.2.1	国道24号バイパス線	歌姫町～ 西九条町五丁目	4	38 (20～170)	8,150 26,580	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成20年3月18日 県告示433号
"	3.2.100	三条菅原線	三条本町～ 宝来一丁目	4	30 (16～36)	3,310 -	昭和33年4月14日 建告示1065号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.3.4	大和中央道	押熊町～宝来町	4	24 (24～28)	4,610 10,590	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成24年12月28日 県告示250号
"	3.3.5	桂木南京終線	桂木町 ～南京終町四丁目	4	24	630 -	昭和13年6月7日 内告示 514 号	平成27年11月27日 県告示231号
"	3.3.6	大宮通り線	登大路町～宝来町	4	23 (18～40)	6,460 -	昭和8年5月19日 内告示 152 号	平成18年8月22日 県告示237号
"	3.3.8	国道163号バイパス線	二名町～二名町	4	25 (25～50.5)	224 5,660	昭和60年8月9日 県告示 296 号	平成17年3月8日 県告示577号
"	3.3.50	一条富雄線	手貝町～二名七丁目	4	24 (16～29)	12,380 -	昭和13年6月7日 内告示 296 号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.3.51	西一坊大路線	山陵町～七条町	4	23 (18～26)	4,000 4,900	昭和13年6月7日 内告示 296 号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.3.54	奈良阪南田原線	奈良阪町～ 松陽台三丁目	4	24 (18～24)	10,040 13,250	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成14年8月30日 県告示266号
"	3.3.55	高山富雄小泉線	二名四丁目～中町	4	22 (18～25)	5,620 11,740	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成24年12月28日 県告示250号
"	3.3.100	西九条佐保線	東九条町～法華寺町	4	23 (12～31.5)	4,000 -	昭和18年5月25日 内告示 370 号	平成27年11月27日 県告示231号
"	3.3.101	平城2号線	歌姫町～右京一丁目	4	22 (18～30)	2,720 -	昭和49年1月18日 県告示 471 号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.3.102	三条本町線	三条大宮町～三条本町	4	23	280 -	昭和63年2月5日 県告示 538号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.4.4	奈良橿原線	油阪町～今市町	2	16 (16～112)	4,260 -	昭和8年5月19日 内告示 152 号	平成21年11月20日 県告示225号
"	3.4.5	奈良天理桜井線	奈良阪町～窪の庄町	2	18 (18～33.5)	9,230 23,100	昭和8年5月19日 内告示 152 号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.4.55	二条谷田線	菅原町～三碓町	2	16	6,000 8,300	昭和39年1月23日 建告示 69 号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.4.100	砂茶屋山ノ上線	青垣台一丁目～中町	2	19	630 -	昭和61年1月17日 県告示 624 号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.4.101	六条奈良阪線	南京終町四丁目～ 奈良阪町	2	18 (12～26)	4,850 -	昭和8年5月19日 内告示 152 号	平成27年11月27日 県告示231号
"	3.4.102	西大寺一条線	西大寺栄町～山陵町	2	20 (20～28)	460 -	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成22年8月3日 市告示386号
"	3.4.103	奥柳登美ヶ丘線	六条西三丁目～ 登美ヶ丘三丁目	2	18 (18～26)	6,150 -	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成13年8月31日 県告示312号
"	3.4.104	西大寺阪奈線	西大寺南町～菅原町	2	18 (18～28)	1,050 -	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.4.105	平城学園前線	秋篠町～学園朝日町	2	16 (16～17)	3,170 -	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成19年3月14日 市告示139号
"	3.4.106	三条線	高畑町～樽井町	2	16 (16～19)	390 -	昭和8年5月19日 内告示 152 号	平成19年3月14日 市告示140号
"	3.4.107	四条線	三条松町～尼辻町	2	16 (16～19)	2,110 -	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成27年11月27日 市告示810号
"	3.4.108	大森高畑線	三条栄町～ 東紀寺町二丁目	2	16 (16～25)	3,150 -	昭和8年5月19日 内告示 152 号	平成13年2月20日 県告示490号
"	3.4.109	九条線	横井一丁目～ 西九条町五丁目	2	16 (16～25)	3,490 -	昭和40年3月19日 建告示 611 号	平成20年3月18日 市告示135号
"	3.4.110	富雄駅前線	富雄元町二丁目～ 富雄元町二丁目	2	16	60 -	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.111	大淵鹿ノ畑線	中登美ヶ丘一丁目～ 押熊町字西山	2	16 (16～20)	1,230 -	昭和41年10月11日 建告示3359号	平成14年8月30日 県告示268号

1 都市計画道路

都市計画道路は、道路の整備に必要な区域をあらかじめ明確にすることにより、長期的視点から計画的な整備を展開することができ、円滑かつ着実な道路の整備を図ることができます。現在、奈良市では路線数73本、総延長約161kmが計画決定されています。また、都市計画においては、目的や規模によって、道路を自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に種別しています。

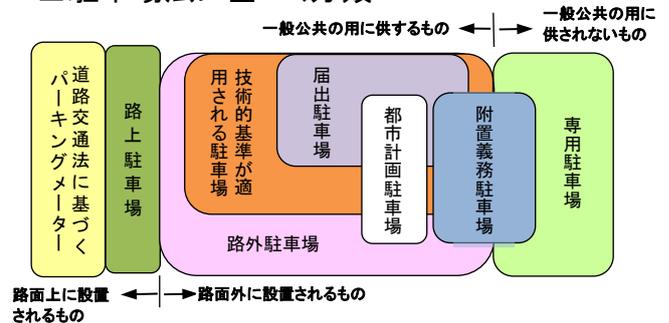
種別	路線番号	路線名	区間	車線数	幅員(m)	延長(m) 全体延長	当初計画決定 告示年月日	最終計画決定 告示年月日
"	3.4.112	油阪佐保山線	芝辻町～法蓮町	2	16 (16～19)	780 -	昭和42年10月14日 建告示3561号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.113	芝辻大森線	芝辻町四丁目～ 三条大宮町	2	16 (16～117)	1,730 -	昭和45年9月25日 県告示302号	平成21年11月20日 市告示608号
"	3.4.114	新大宮駅前線	大宮町六丁目～ 大宮町六丁目	2	16	80 -	昭和45年9月25日 県告示302号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.115	高畑紀寺線	高畑町～ 南紀寺町二丁目	2	16 (16～19)	1,620 -	昭和13年6月7日 内告示296号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.4.116	三条法華寺線	大宮町七丁目～ 法華寺町	2	18	650 -	昭和49年12月27日 県告示537号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.4.117	平城1号線	右京二丁目～ 右京一丁目	2	16 (16～26)	1,170 -	昭和53年2月7日 県告示610号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.118	平城4号線	右京三丁目～ 右京五丁目	2	16	870 -	昭和53年2月7日 県告示610号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.119	平城朱雀線	朱雀六丁目～ 朱雀四丁目	2	16	1,060 -	昭和54年1月30日 県告示651号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.120	平城左京線	左京一丁目～ 左京四丁目	2	16	1,990 -	昭和55年8月15日 県告示329号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.121	平城神功線	神功二丁目～ 神功四丁目	2	16	1,040 -	昭和58年2月4日 県告示624号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.122	木津平城線	左京四丁目～ 左京四丁目	2	18	460 -	昭和58年2月4日 県告示624号	平成15年9月24日 県告示281号
"	3.4.123	奈良北2号線	佐保台一丁目～ 佐保台三丁目	2	16	1,300 -	昭和61年1月17日 県告示625号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.124	大宮三条本町線	大宮町一丁目～ 三条本町	2	16	240 -	昭和63年2月5日 県告示538号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.125	大森西町線	大森町～大森西町	2	16	460 -	平成9年2月12日 県告示527号	平成27年11月27日 市告示810号
"	3.4.126	大森西木辻線	大森町～西木辻町	2	16	490 -	平成9年2月12日 県告示527号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.4.127	中登美ヶ丘鹿畑線	二名町～押熊町	2	18	540 -	平成21年6月23日 市告示323号	平成21年6月23日 市告示323号
"	3.4.128	大安寺柏木線	大安寺三丁目～ 柏木町	2	18 (16～21)	820 -	平成29年3月17日 県告示488号	平成29年3月17日 県告示488号
"	3.5.100	猿沢線	樽井町～鶴町	2	12 (8～15)	450 -	昭和30年6月1日 建告示877号	平成15年9月24日 市告示500号
"	3.5.101	杉ヶ町高畑線	杉ヶ町～春日野町	2	12 (12～25)	2,900 -	昭和13年6月7日 内告示296号	平成15年9月24日 県告示283号
"	3.5.102	二条線	押上町～芝辻町一丁目	2	12 (12～16)	1,550 -	昭和13年6月7日 内告示296号	平成15年9月24日 市告示500号
"	3.5.103	あやめ池登美ヶ丘線	あやめ池北一丁目～ 東登美ヶ丘一丁目	2	13 (13～16)	2,310 -	昭和57年8月12日 市告示111号	平成22年8月3日 市告示384号
"	3.5.104	押熊真弓線	押熊町～二名町	2	15 (15～16)	3,120 3,200	昭和57年8月12日 市告示111号	平成15年9月24日 市告示500号
"	3.5.105	奈良北1号線	左京一丁目～ 佐保台一丁目	2	15 (9～17)	1,550 -	昭和60年12月23日 市告示287号	平成20年3月18日 市告示135号
"	3.5.106	三条添川大宮線	三条添川町～ 三条大宮町	2	15 (15～16)	420 -	平成元年3月31日 市告示76号	平成15年9月24日 市告示500号
"	3.5.214	鹿畑線	二名町～二名町	2	12	47 1,940	昭和60年8月9日 県告示296号	平成17年3月8日 県告示578号
"	3.6.128	石木城線	石木町～石木町	2	10.5 (7～14)	690 1,000	平成24年12月28日 県告示250号	平成24年12月28日 県告示250号
区画街路	7.4.100	三条線	樽井町～三条町	1	16 (16～19)	870 -	昭和8年5月19日 内告示152号	平成19年3月14日 市告示140号
"	7.5.100	小西通り線	西御門町～角振町	2	12	210 -	昭和44年5月20日 建告示2366号	平成15年9月24日 市告示500号
"	7.5.101	佐保川線	大宮町六丁目～ 大宮町七丁目	2	12	70 -	昭和50年9月10日 市告示183号	平成15年9月24日 市告示500号
"	7.5.102	西大寺東線	西大寺東町一丁目～ 西大寺東町二丁目	2	12 (12～18)	420 -	昭和63年4月1日 市告示98号	平成15年9月24日 県告示283号
"	7.6.100	東向線	橋本町～花芝町	2	8	530 -	昭和13年6月7日 内告示296号	平成15年9月24日 市告示500号
"	7.6.101	学園前駅南線	学園南三丁目～ 学園南三丁目	2	8 (8～9)	110 -	平成4年1月21日 市告示24号	平成15年9月24日 市告示500号
"	7.6.102	JR高架側道4号線	大安寺七丁目～ 大安寺三丁目	2	10	450 -	平成27年11月27日 市告示810号	平成27年11月27日 市告示810号
"	7.7.100	JR高架側道1号線	法蓮町～法蓮町		6	160 -	平成9年2月12日 市告示56号	平成9年2月12日 市告示56号
"	7.7.101	JR高架側道2号線	芝辻町三丁目～ 芝辻町一丁目		6	430 -	平成9年2月12日 市告示56号	平成9年2月12日 市告示56号
"	7.7.102	JR高架側道3号線	西木辻町～西木辻町		6	270 -	平成9年2月12日 市告示56号	平成9年2月12日 市告示56号
特殊街路	8.6.100	平城1号 歩行者専用道路	山陵町字池ノ谷～ 歌姫町字アト阪		8 (8～9.6)	2,250 -	昭和47年7月29日 市告示122号	昭和55年7月29日 市告示102号
"	8.6.101	平城2号 歩行者専用道路	山陵町字別当谷～ 押熊町字東山		8 (8～60)	1,510 -	昭和47年7月29日 市告示122号	昭和55年7月29日 市告示102号
"	8.6.102	平城3号 歩行者専用道路	山陵町字孫谷～ 歌姫町字ツブレ池		8 (6～12)	1,050 -	昭和47年7月29日 市告示122号	昭和55年7月29日 市告示102号
"	8.6.103	平城4号 歩行者専用道路	押熊町字東山～ 押熊町字東山		8	380 -	昭和47年7月29日 市告示122号	昭和48年1月20日 市告示11号
"	8.6.104	平城5号 歩行者専用道路	山陵町字濁池～ 歌姫町字山ワキ		35 (10～35)	1,410 -	昭和55年7月29日 市告示102号	昭和55年7月29日 市告示102号
"	8.7.100	近鉄西大寺駅 歩行者専用道	西大寺国見町一丁目 ～西大寺南町		3 (3～7)	180 -	昭和63年2月5日 市告示24号	平成22年8月3日 市告示386号
"	8.7.101	JR奈良駅西口 歩行者専用道路	三条本町～三条本町		6.5	330 -	平成9年11月4日 市告示453号	平成9年11月4日 市告示453号
計		73路線				160,561		

2

駐 車 場

駐車場は、自動車と他の交通機関との結節点として、また、交通目的地の近くにおけるターミナルとしての役割をもち、都市交通の円滑化、都市機能の低下抑制を図るため、都市交通体系の一環として計画設置するもので、右表のように分類されます。

■ 駐車場法に基づく分類



1 都市計画駐車場

都市計画駐車場とは、その対象となる駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なもので、かつ、その位置に永続的に確保すべきものである場合に、都市計画に定められる路外駐車場です。

● 自動車駐車場

商業・業務施設が集積している都市の中心部や鉄道駅周辺で、その施設に発生集中する車の路上駐車場を排除することや、その周辺の交通混雑の解消を目的として設置しています。



JR 奈良駅西口地下駐車場

名 称	面 積	施設概要	位 置	決定年月日
高畑駐車場	0.60ha	地上1層 151台	高畑町	昭和39年7月13日
JR奈良駅西口地下駐車場	0.69ha	地下2層 189台	三条本町	平成9年11月4日

2 附置義務駐車場

附置義務駐車場とは、地方公共団体が駐車場整備地区又は商業地域もしくは近隣商業地域において、一定規模の建築物を新設するものに対して、条例で施設の設置を義務づけることができるものです。(奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例:H2.3.27 条例第13号)

3 届出駐車場

届出駐車場とは、都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収する路外駐車場のことをいい、その位置・規模・構造・設備その他必要な事項について、市長に届け出なければなりません。

3

都市高速鉄道

都市高速鉄道は、都市における通勤・通学その他の日常生活に必要な交通を処理し、道路とともに都市を形成する根幹的な交通施設であり、大量輸送機関として重要な役割を果たしています。

本市では、JR 奈良駅周辺を含むJR 関西線、桜井線の一部を都市高速鉄道として定めています。

1 線路部分

名称		位置		区域	県告示年月日
番号	路線名	起点	終点	延長	
1	西日本旅客鉄道関西線	法華寺町	杏町	約5,450m	平成27年11月27日(最終)
2	西日本旅客鉄道桜井線	三条本町	南京終町	約1,540m	平成9年2月12日(最終)

2 主要施設

名称			位置	区域面積	県告示年月日
番号	路線名	施設名			
1	西日本旅客鉄道関西線	奈良駅	三条本町地内	約22,700㎡	平成27年11月27日(最終)
1	西日本旅客鉄道関西線	(仮称)新駅	八条三丁目、四丁目地内	約4,700㎡	平成27年11月27日(最終)
2	西日本旅客鉄道桜井線	奈良駅	三条本町地内	約4,000㎡	平成9年2月12日(最終)

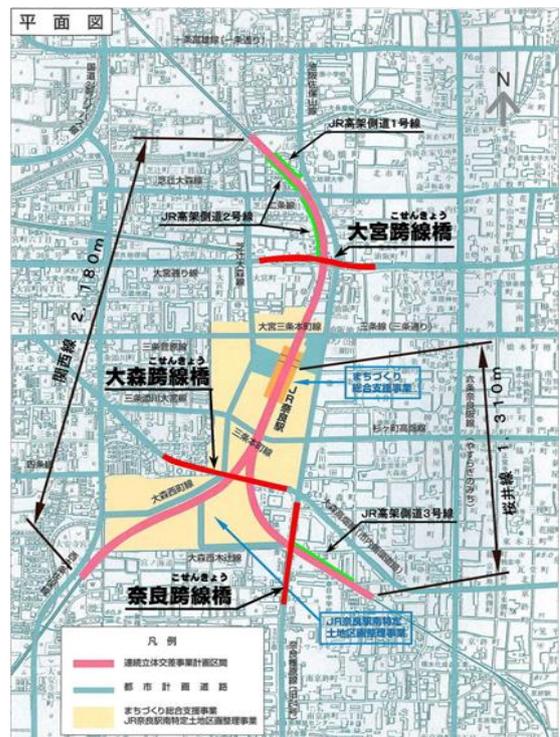
●連続立体交差事業

市街地において多くの道路と次々と平面交差している鉄道は、踏切による交通の渋滞や悲惨な踏切事故の原因となり、都市活動の大きな障害となっているだけでなく、鉄道が地域を分断し、均衡のとれた都市の発展を阻害している場合があります。

連続立体交差事業は、このような地上にある鉄道を、一定の区間連続して高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し立体交差化を実現するとともに、市街地の均衡ある発展を図ることを目的にした都市計画事業です。

本市では、都市高速鉄道を定めた上記の一部区間において連続立体交差事業が行われています。

また、限度額立体交差事業とは、道路の立体交差が必要な箇所において、道路を立体化する代わりに鉄道の立体化を実施し、踏切道を除却する都市計画事業です。現在、八条踏切付近において事業を進めています。



■JR奈良駅付近連続立体交差事業の概要

鉄道名		西日本旅客鉄道関西線及び桜井線	
事業区間	関西線	始点	佐保川南踏切道付近
		終点	大安寺踏切道付近
		施行延長	2,180m
	桜井線	始点	奈良駅
		終点	西木辻町付近
		施行延長	1,310m

■限度額立体交差事業の概要

鉄道名		西日本旅客鉄道関西線	
事業区間	関西線	始点	恋の窪東町、大安寺丁目
		終点	八条三丁目、四丁目
		施行延長	940m

4

公園・緑地

公園は、休息、観賞、運動などの屋外レクリエーションの場として欠くことのできない施設です。また、緑地はまちに潤いを与え、都市化が進む中で環境や景観を守るために大きな役割を果たしています。さらにこれらの施設は、災害時の避難場所となるなどとても重要な施設です。

奈良市内において、平成29年(2017年)4月1日現在で街区公園36カ所、近隣公園8カ所、地区公園

3カ所、総合公園1カ所、運動公園1カ所、広域公園1カ所、歴史公園1カ所及び都市緑地8カ所の計59カ所が都市計画決定され、そのうち58カ所の都市計画公園・緑地が開設されています。

また、その他の都市公園として510カ所の公園・緑地を開設しており、合計568カ所が市民に幅広く利用されています。

■公園の種類

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する公園
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する公園
総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園
運動公園	主として運動の用に供する公園
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園
特殊公園	風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地

■都市公園面積

(H29.4.1現在)

種類		種別	設置数	面積(a)	
都市公園	基幹公園	街区公園	458	5,834	
		近隣公園	10	2,054	
		地区公園	3	1,566	
	都市基幹公園	総合公園	1	2,350	
		運動公園	1	3,008	
	大規模公園	広域公園	1	50,862	
	特殊(歴史)公園			1	16
	都市緑地			93	8,846
計			568	74,536	

都市公園:

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地

都市計画公園:

都市公園のうち、都市計画決定された公園

5

下水道

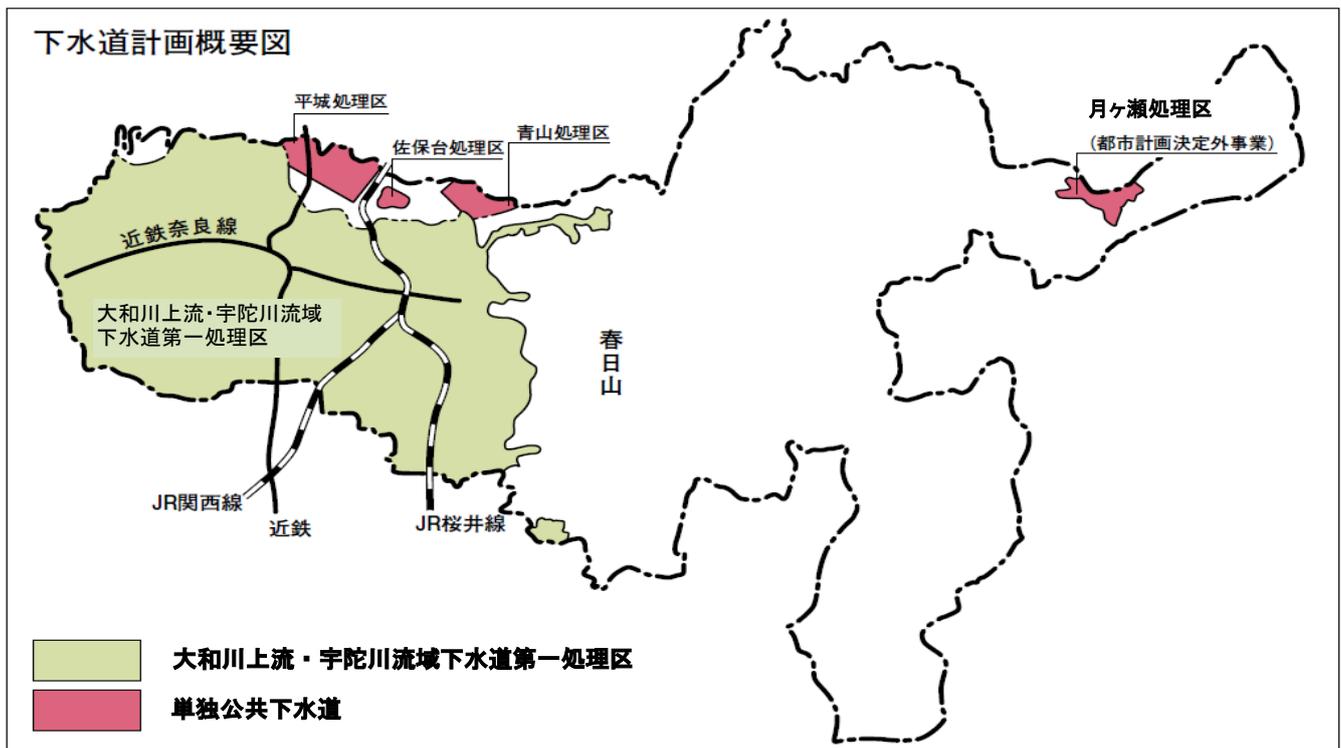
下水道は、私達の日常生活に不可欠な施設で浸水の防止、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも必要で、緊急かつ重点的に整備すべき極めて重要な基盤施設です。

本市の下水道は、昭和26年(1951年)に着手し、その後の急速な経済発展と生活様式の向上による社会的ニーズに応え順次整備を進めてまいりました。現在では、春日山より西側に広がる地域において、奈良県の大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区(6,234ha)と木津川流域における単独公共下水道として青山(85ha)、平城(311ha)及び佐保台(74ha)の三処理区を都市計画決定し、都市

計画事業により整備を進めております。平成28年度末の行政処理人口に対する普及率は91.2%まで達し、全国平均の78.3%に比べ大きく上回っています。

今後も引き続き事業計画区域の拡大と未整備区域の早期整備を促進していきます。

なお、春日山より東側の大和高原地区については、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業による整備を進めています。



■事業計画概要

(H29.4.1現在)

項目	大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区	青山処理区	平城処理区	佐保台処理区	計
事業計画面積	6,162.49ha	84.47ha	311.0ha	52.35ha	6,610.31ha
計画人口	310,926人	5,000人	22,300人	2,400人	340,626人
計画管渠延長	1,150,148m	27,278m	100,767m	19,494m	1,297,687m

6

ごみ焼却場・ごみ処理場

ごみ焼却場やごみ処理場は、都市に居住する人々が快適な都市生活を営むために欠くことのできない都市施設です。これらの施設は、都市計画と整合した施設立地が求められており、建設する場合には原則として都市計画でその位置を決めることとされています。

本市のごみ処理施設は、現在、処理能力1日480トンの焼却施設と処理能力5時間100トンの粗大ごみ処理施設が稼働しています。しかし、ごみの質の変化に対応するだけでなく、近年の地球環境の保護や、資源・エネルギーのリサイクル等環境問題に対する社会的関心の深まりとともに、ごみの再資源再

利用化を進めることにより、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築が求められています。

このようなことから、ごみ処理施設の更新時に最新技術を導入し、環境負荷の低減を図るとともに、分別収集や粗大ごみの選別により、ごみの再資源化や減量化に努めています。

名称	面積	決定・変更	位置	備考
平城ごみ処理場	約1.5ha	昭和44年5月20日	歌姫町及び佐紀町地内 告示	住居表示施行により 現在は、左京五丁目地内 となっています。
奈良市清掃工場	約3.0ha	昭和55年7月29日		
奈良市環境清美センター	約4.2ha	昭和61年4月8日		



環境清美センター

7

火葬場

火葬場は、都市の健全な発展と市民生活の向上を図るため必要な都市施設です。

この施設は、都市計画と整合した施設立地が求められており、建設する場合には原則として都市計画でその位置を決めることとされています。

現在の奈良市火葬場(東山霊苑火葬場)は大正5年に開設し、その後、完全無煙無臭の独立型火葬炉への改修工事等、数度の改修を経て現在に至っています。

しかしながら、市民ニーズや火葬件数の増加などの社会状況の変化や近年の技術革新に伴う環境面への負荷の軽減等を考慮すると、旧タイプの施設の改修だけでは限界があります。このような状況に対応するため、人生終焉の儀式的場にふさわしい、安らぎのある、また環境や景観に配慮した施設の整備を進めていきます。

名称	位置	面積	規模	決定公示日
奈良市新斎苑	横井町	約4.9ha	火葬炉11基 動物炉1基	平成29年5月23日